

国民平和大行進
幹線コース

日程：7 月 8 日(引き継ぎ)
～ 21 日

ちば労連

ホームページ <http://chibarouren.jp/> メール chibarouren@axel.ocn.ne.jp

第 283 号 URL 版 2015 年 6 月 30 日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター

電話 043(225)5576 FAX 043 (221) 0138

発行人 本原康雄 定価 20 円

【1 面】

もうガマンできない! 許すな「戦争法案」

6. 13 千葉県大集会

6 月 13 日(土) 千葉市中央公園にて、『許すな「戦争法案」6・13 千葉県大集会』が同実行委員会主催で行われました。県内から「戦争法案ストップ」で一致した広範な団体・市民が集い、4000 名を超える参加者となりました。集会終了後はデモ行進を行い、繁華街の商店や市民に「戦争法案反対」「9 条を守れ」のシュプレヒコールで訴えました。



戦争法案廃案を訴える参加者

会場を多くの参加者が埋め尽くす

4000 人を超える参加者数は、ここ数十年の千葉市中央公園で行われる集会としては最大の規模となりました。「戦争法案反対」の運動の広がりが表れました。

様々な立場から連帯あいさつ

高橋勲弁護士による主催者あいさつでは「いま、平和を目指す国が、戦争する国が重大な岐路に立っている。そのことを選ぶのは国民一人ひとりであり、私たちは平和を目指す国を選ぶ」と政府の国民をないがしろにした政策を批判し、広い連帯と行動を呼びかけました。

政党からは、日本共産党から斉藤和子衆議院議員と、民主党から横堀喜一郎県議会議員が駆けつけ、あいさつをしまし

た。そして、この集会の最大の特徴は戦争法案に反対する様々な立場の団体が連帯あいさつしたことです。弁護士の渥美雅子さんは、自身の浜松での戦争体験を語りました。平和遺族会の上田美每さんは「当時 30 代であった父親を兵隊に取られ、父親の送られたニューギニアでは兵隊 600 人のうち、500

人が餓死で死んでしまった。人を殺す戦争は絶対にダメ」と訴えました。宗教者の関彬夫さんは「この戦争法案に対して黙ってられず、集会に参加した。若者に血を流すことを望む政治は許されないし、歴史的に政府は国民のいのちや財産を守ったことはない」と訴えました。連帯あいさつの最後に、県内の高校生が「アメリカの敵が私たちの敵じゃない。私たちには国と国の対立を平和的に解決する力がある」と訴え、「自衛官を目指す友達から『集団的自衛権や戦争には反対』と言われた。友達が人を殺し、また殺されるかもしれない。そんなことは許さないし、全ての人々が幸せになる世界を目指したい」と決意表明すると会場から大きな拍手が沸き起こりました。

その後、自治労連・年金者組合・千葉土建・全教千葉から決意表明がされ、三輪定宣千葉大名誉教授が「この数十年にない集会の規模だ。千葉県にとって一つの節目になる集会となった。戦争法案を廃案に追い込むまで頑張りましょう」と呼びかけ閉会しました。

参加者の声

集会に参加していたお子さんを連れてきたお母さんは「『戦争は怖い。絶対にイヤ!』という想いで子どもたちと参加しました。最後の集会アピールが私の気持ちにピッタリでした。この法案が通ってしまったら自衛隊のなり手が減り、徴兵制度へのレールが轆かれる気がしてなりません。そうなったら息子が人を殺す訓練をするかも…。そんなことは絶対にさせたくありません!だから全力で反対します」と語りました。



デモ行進で市民にアピール

地位経済の活性化求め

千葉労連自治体キャラバン



市川市の懇談の様子

5月3日(日)に千葉市文化センター大ホールで、千葉県憲法会議と憲法をいかに千葉県共同センターの共催で「5・3憲法記念日の集い」が開催され、500人を越える参加者が集まり会場は満席となりました。

千葉県憲法会議の高橋勲弁護士の開会あいさつの後、サプライズで、山本宏行千葉県弁護士会会長から「千葉県弁護士会は、憲法改悪の動きに対して、憲法を擁護する集まりには必ず参加をし、一緒に連帯をして憲法を守るたたかいを続けていきたい」と激励のあいさつがありました。

千葉合唱団のみなさんによる合唱の後、清水雅彦日本体育大学教授が『戦後 70 年とこの国の進

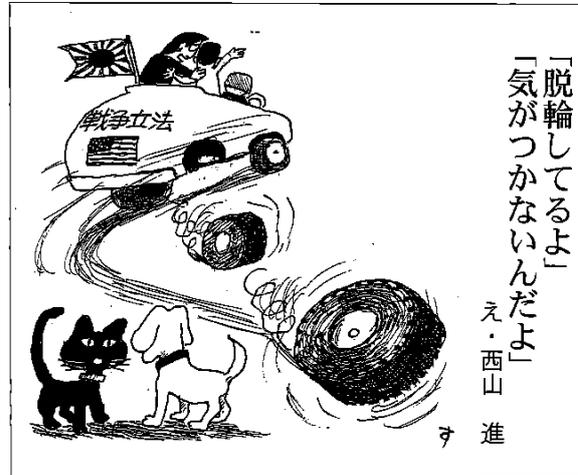
路—国民は戦争もテロも許さない』と題して記念講演を行ないました。現在の憲法をめぐる情勢をわかりやすく語り、「憲法のルールを守らない閣議決定は、サッカーで手を使うようなもの。国民はレッドカードをつきつけないといけない」と指摘。日本国憲法の前文の中に、本来の意味での「積極的平和主義」がかかげられていると話されました。若い人にも参加を呼びかけ運動を拡大してほしいと呼びかけ、また、みなさんも地域で「戦争法案」反対、安倍政権を政権から引きずり降ろすという取り組みをしてい

ただきたいと訴えました。講演後、千葉民医連の岩谷久美子さんが集会アピールの提案を行い、参加者の大きな拍手で承認され、憲法をいかす千葉県共同センターの松本悟氏の閉会あいさつで幕を閉じました。

波濤

日本のバスケットボール界の動向は、組織変革の手順などで興味深いところがある▼

その中で5月に15歳以下のゾーンディフェンス禁止が提案された。マンツーマンディフェンスによる1対1の経験がディフェンスの創造力やレベルアップにつながるらしい。子どもがミニバスケをやっているので、否応なしに直面する▼今の情勢の中で、「ディフェンスの創造力やレベルアップ」の文字だけとりあげて最初に「集団的自衛権に基づく」などとつけるととたんにきな臭くなる▼スポーツ・文化を楽しむことと戦争は相容れないものだ。スポーツ・文化の分野からも「戦争する国づくり」と対決し、平和憲法をくらしに活かし輝かせていきたい。



【2面】

悪徳ファンドAPF糾弾

昭和ゴム労組霞ヶ関総行動



参議院会館での意思統一集会

5月22日、5回目となる「昭和ゴム労組霞ヶ関総行動」が展開されました。

9時半から国会参議院会館で40名が参加し意思統一集会が行われました。

冒頭、日本共産党の大門実紀史参議院議員が国会開会の直前に出席し、仁比聡平参議院議員と宮本岳志衆議院議員の秘書とともに「悪徳ファンドを許さず、引き続き国会で追及していく」と連帯あいさつ。全労連・全国一般と当該労組の代表が、

APFによる企業資産の強奪と、企業を守る組合に対する不当労働行為の実態および、金融庁課徴金審判や株主代表訴訟の現局面などを報告し、総行動の目的と内容を確認。その後、衆参議院の財務・金融委員65名に昭和ゴムで起きている悪徳ファンドの被害を訴え、早急に取り締まり、規制を強化するよう訴えて回りました。

昼は金融庁前の交差点で宣伝行動を実施。JAL、明乳、オリエンタルモーターなどの争議団、千葉労連、東葛労連、全労連・全国一般や当該が宣伝カーでの訴えを行い、60名の参加でビラまきを行いました。

午後は金融庁、厚労省、政党要請を分散して行いました。

金融庁要請には30名が参加。金融庁の強制調査から5年が経過しどこまで調査しているのか問い質し、結論を早急に出すよう要請しました。また、APFのような悪徳ファンドを放置しては被害が拡大すると指摘し、早急に規制を強化するよう求めました。

厚労省要請には 15 名が参加しました。APF による不当労働行為の実態を訴え、指導するよう要請しました。また、昭和 HD の厚生年金保険料不払い問題について、松戸年金事務所との交渉をふまえて問題点を明確に伝えました。

政党要請は事前にアポが取れなかった民主党と社民党には要請書を送り、当日は日本共産党を訪問し、懇談要請を行いました。

終日行動の最後に、日本橋の昭和ホールディングス前で 50 名ほどが参加し、抗議要請を行いました。

情報を見抜く力が必要

全労連わくわく講座開校式

6 月 14 日、全労連が主催する初級教育制度「労働組合入門わくわく講座」がスタートし、千葉土建本部会館を会場に 64 人が参加しました。開校に先立ち、千葉労連の松本悟議長は「平等な社会を実現するため、経済・政治・思想闘争で資本家に都合のいい法律や情報を見抜く力をつけることが今日の学習の場である」とあいさつ。続いて千葉労連の矢澤純常任幹事より受講生サポートシステム運用の説明がありました。

第 1 章は、高橋成悟千葉労連顧問を講師に迎え「人間らしく生き、働きたい」をテーマに講演。労働者がいまおかれている低賃金・長時間過密労働・過労死などの非人間的な労働環境の実態と「働きにくさ」の根底にあるものは何か？資本主義構造についてわかりやすく説明しました。また、労働組合の組織率が低下しているなか、要求を高めて団結し、運動で社会を変えてこそ本当の幸せにつながると語りました。

4 つに分かれたグループ討論では、講演の感想や疑問点を出し合い、チェックテストを参考に活発な意見が交わされました。最後に小松悠常任幹事が「要求とは権利であり『たたかいつつ学び、学びつつたたかう』ことの実践が大切である」とまとめました。2 章以降は各地域労連を主体に 11 月まで実施されます。



講師の話聞く参加者

労働相談 1 ヶ月～介護職場の現状～

福祉施設でケアマネージャをしている人から相談の電話がありました。介護報酬の切り下げでボーナスの削減、長く勤めている人を若い人に代えて人件費の削減を検討しているとのこと。20 年勤めているので賃金が他の人より高いが、自分なりに頑張ってきたつもり。会社の対応に働く意欲がなくなり、辞めようと考えているので、年休の使用と退職日の決め方等辞めるにあたっての知識を知っておきたいという相談です。

次の相談は、パワハラと労働時間、退職についての相談です。契約書の始業時間は、8 時半からになっているが、職場の朝礼が 8 時 15 分から始まり、参加するように言われている。時間外手当は付かない。また、先輩の職員に仕事の質問をすると、そんなことも知らないと言われてしまう。資格持っていれば常識だ等、利用者の前で嫌味を言われます。職場全体がこんな状態で、人の入れ替わりも激しく自分自身も体調が悪くなったので、働き続けられないと思い辞めることにしたが、会社に賠償金を払ってもらうことになると言われたという相談です。

最初の人の相談では、年休の取得、雇用保険、退職届と退職日の決め方等の説明を行いました。会話の

中で介護職場の実態を伺いました。国からの介護職員の賃金の引き上げについても、私は対象にならないし、人の確保には機能しないと言います。自公政権が進める介護政策では、介護職場が破たんする仕組みが理解できました。

次の人の場合は、労働契約を守らないのは経営者の方なので、賠償を求められることはないと伝え、体調が悪くなる心配があるなら早く転職する方が良いと話しました。【中林】